

令和3年4月21日

文教経済常任委員協議会会議概要

委員長 中村 美津緒

副委員長 橋本 尚美

1 開催日時 令和3年4月21日（水曜日）午前9時58分～午前10時21分

2 開催場所 第1・第2委員会室

3 報告事項

- (1) 令和2年度包括外部監査結果への対応について
- (2) おくやみ窓口の開設について
- (3) 青森市民体育館ネーミングライツ・スポンサーの決定について
- (4) 青森市中央卸売市場経営ビジョンの改訂について

○出席委員

| | | | |
|------|-------|----|-------|
| 委員長 | 中村美津緒 | 委員 | 天内慎也 |
| 副委員長 | 橋本尚美 | 委員 | 長谷川章悦 |
| 委員 | 蛭名和子 | 委員 | 舘山善也 |
| 委員 | 山脇智 | 委員 | 奈良岡隆 |
| 委員 | 山本治男 | | |

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------------|-------|-----------|-------|
| 教育長 | 成田一二三 | 農業委員会事務局長 | 加藤文男 |
| 市民部長 | 加福理美子 | 市民部次長 | 白坂孝志 |
| 経済部長 | 百田満 | 経済部次長 | 千葉康伸 |
| 経済部理事 | 横内信満 | 経済部次長 | 奈良英文 |
| 農林水産部長 | 大久保文人 | 農林水産部次長 | 小笠原訓史 |
| 教育委員会事務局教育部長 | 小野正貴 | 中央卸売市場長 | 若佐谷昭人 |
| | | 関係課長等 | |

○事務局出席職員氏名

| | | | |
|---------|------|---------|------|
| 議事調査課主査 | 猪口茂樹 | 議事調査課主事 | 柿崎良輔 |
| 議事調査課主幹 | 吹田匠 | | |

○**中村美津緒委員長** ただいまから、文教経済常任委員協議会を開会いたします。

本日の案件に先立ち、理事者の皆様に私から申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、いわゆる3つの密を最小限とするため、次長級以下の職員の委員会室への入室については、引き続き必要最小限の人数にとどめるよう御配慮願います。

まず、本日の案件に入る前に、今年度最初の常任委員協議会ですので、理事者側から部長級以上の職員の紹介をお願いいたします。

初めに、市民部願います。

○**加福理美子市民部長** おはようございます。市民部長の加福理美子でございます。委員長はじめ委員の皆様におかれましては、今年度、どうぞよろしく願い申し上げます。

○**百田満経済部長** おはようございます。経済部長の百田でございます。引き続きよろしく願いいたします。

○**横内信満経済部理事** おはようございます。経済部理事の横内信満でございます。引き続きになりますが、よろしくどうぞお願いいたします。

○**成田一二三教育長** 教育長の成田でございます。

私から、教育委員会事務局の部長級以上の職員を御紹介いたします。

教育部長の小野正貴です。

○**小野正貴教育委員会事務局教育部長** 小野でございます。よろしく願いいたします。

○**成田一二三教育長** 今年度もよろしく願いいたします。

○**大久保文人農林水産部長** おはようございます。この春から農林水産部長に就任しました大久保でございます。よろしく願いいたします。

委員長はじめ委員の皆様におかれましては、今年度、どうぞよろしく願い申し上げます。

○**加藤文男農業委員会事務局長** おはようございます。農業委員会事務局長の加藤でございます。よろしく願いいたします。

○**中村美津緒委員長** 以上で、理事者の紹介を終わります。

それでは、本日の案件に入ります。

初めに、「令和2年度包括外部監査結果への対応について」報告を求めます。市民部長。

○**加福理美子市民部長** 令和2年度包括外部監査結果への対応について、御報告申し上げます。

本市は、中核市移行に伴い、地方自治法第252条の36の規定に基づく包括外部監査の対象団体となり、同法第252条の37の規定により、平成18年度から毎会計年度において、財務管理、事業の経営管理等の識見を有する者と

して契約を締結した包括外部監査人により監査が実施され、報告を受けているところであります。

令和2年度包括外部監査の結果につきましては、去る令和3年3月23日に包括外部監査人から市長、議会、監査委員へ報告書が提出され、令和3年4月12日には議員の皆様へもデータを提供させていただいたところでありますが、改めて、その概要と対応についてお手元の資料に基づき御説明いたします。

配付資料1ページを御覧ください。

令和2年度は、「高齢者福祉および子育て支援の充実にかかる財務事務の執行について」をテーマとして監査が実施され、「5 監査の結果」のとおり、3つの区分について青森市において措置することが必要であると判断された指摘事項が27項目、合理化のために改善を要望するという趣旨の意見が39項目ありました。なお、文教経済常任委員協議会に関連して、市民部の生活安心課が所管する事業につきまして、指摘事項が1件、意見が3件ありました。

この結果について、市民の皆様に対しましては、報告書を市ホームページへ掲載いたしましたほか、本庁舎、駅前庁舎、柳川庁舎等でも御覧いただけるようにしております。

資料2ページを御覧ください。

「7 対応スケジュール」であります。指摘事項及び意見のあった事務の所管部局において検証作業等を行い、是正・改善等の措置を講じた上で、それらを取りまとめ、改めて、令和3年8月に開催される本常任委員協議会で御報告するとともに、市民の皆様へ公表してまいりたいと存じます。なお、この結果につきましては、本日、監査の対象となった事務を所管する各常任委員協議会においても報告いたしております。

また、検証作業に当たりましては、全部局において、指摘事項及び意見の対象となった項目と類似する事案がないかの確認、検証作業等を行っていくこととしております。

報告は以上でございます。

○中村美津緒委員長 ただいまの報告について、御質疑・御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中村美津緒委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「おくやみ窓口の開設について」報告を求めます。市民部長。

○加福理美子市民部長 おくやみ窓口の開設について御報告いたします。

死亡届に伴う手続につきましては、御遺族のかたが複数の手続を複数の部署で行う必要があります。御遺族のかたの負担を軽減するため、死亡に伴う

手続をワンストップでお手伝いするおくやみ窓口を開設いたします。

資料を御覧ください。

「1 おくやみ窓口の概要」であります。令和3年5月17日月曜日から開設し、御遺族のかたの手続の滞在時間を少しでも短くするため、原則、電話予約制とし、令和3年5月12日水曜日から予約を開始いたします。

開設場所は、市役所駅前庁舎1階の市民課6番窓口、戸籍の届出窓口の一角に開設し、正職員等4人体制で対応することとしております。

開設時間につきましては、お一人約1時間程度の手続時間を見込んでおりますことから、一日当たり6枠の平日9時から16時までとし、電話予約は、平日の8時30分から17時まで受付を行うこととしております。

次に「2 おくやみ窓口でできる主な手続」としましては、これまで市民課で行ってございました死亡の記載がある住民票等の交付や国民健康保険の被保険者証の返還等、22業務の手続に加え、新たに取扱う手続として国民健康保険等の葬祭費の支給申請受付、介護保険被保険者証等の返還、障がい者手帳や福祉タクシー等利用券綴の返還など11業務を加えた33業務の手続が可能となっております。また、33業務の各種手続のうち、申請書が必要な手続につきましては、窓口職員があらかじめ、亡くなられたかたの氏名や住所等を印字した申請書を作成し、御遺族の負担軽減を図ることとしております。

おくやみ窓口は、予約のかたを優先させていただくこととしておりますが、予約のないかたが来庁した場合であっても、手続の抽出と窓口担当課の御案内のお手伝いをいたします。

「3 おくやみ窓口の利用方法」についてですが、御遺族のかたにつきましては、来庁希望日の3日前までに、おくやみ窓口専用の直通電話へ電話予約をいただき、窓口職員が来庁日前日までに、来庁日前日が休日の場合は休日内に、亡くなられたかたの必要な手続を各課に照会・抽出し、必要な書類等について、御遺族のかたに御連絡をさせていただくこととしております。

なお、おくやみ窓口での手続後、詳細な聞き取りや専門的な判断が必要な手続につきましては、職員がリレー方式で次の担当課まで御案内することとしております。

最後に「4 周知方法」につきましては、「広報あおもり」5月1日号及び市のホームページに掲載するとともに、死亡届の届出があった際にお渡しする手続一覧の死亡届手続チェックシートにおくやみ窓口開設の御案内を加え、周知を図ってまいります。

報告は以上でございます。

○中村美津緒委員長 ただいまの報告について、御質疑・御意見等ありませんか。長谷川委員。

○長谷川章悦委員 これは青森地区の場合だよね。浪岡地区はどうなってい

るんですか。

○中村美津緒委員長 市民部長。

○加福理美子市民部長 浪岡地区の場合につきましては、引き続き、現状の形態で市民課で受け付けし、各課につなぐ形になります。

○中村美津緒委員長 他に発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中村美津緒委員長 なければ質疑はこれにて終了いたします。

次に、「青森市民体育館ネーミングライツ・スポンサーの決定について」報告を求めます。経済部理事。

○横内信満経済部理事 青森市民体育館ネーミングライツ・スポンサーの決定について、御報告申し上げます。

資料を御覧ください。

青森市民体育館では、平成27年5月1日からネーミングライツを導入してまいりましたが、令和3年4月30日をもって現在の契約が満了となります。

これに伴い、現スポンサーの株式会社角弘様より継続の御意向をいただきましたことから、副市長及び関係部局の長で構成する命名権者選定会議を経て、引き続き同社を青森市民体育館のネーミングライツ・スポンサーとすることに決定いたしました。

契約期間は、令和3年5月1日から令和6年4月30日までの3年間、ネーミングライツ料は、年額250万円の3年間分である750万円となっております。また、施設の愛称につきましては、引き続き、カクヒログループスタジアムを使用いたします。

なお、ネーミングライツ料については、市民のスポーツ活動の振興を図るために活用してまいりたいと考えております。

報告は以上でございます。

○中村美津緒委員長 ただいまの報告について、御質疑・御意見等ありませんか。長谷川委員。

○長谷川章悦委員 このネーミングライツのお金の利活用は、スポーツ活動の振興を図るために活用するという事だけれども、どこにどう使われたかということが目に見えないんだよね。例えば、私どもスポーツ協会、今、職員を置いて少ない報酬でやってもらっていて、なかなか大変なんだけれども、そういうものに対しても活用できる方法ってあるんですか。どういうものに活用されているのか、まずお聞きします。

○中村美津緒委員長 経済部理事。

○横内信満経済部理事 ネーミングライツ料の活用でありますけれども、例えば、青森市の小学生の卓球大会でありますとか、全国高校カーリング選手権大会の財源、あるいはスポーツ施設の修繕費に充当させていただいており

ます。

以上です。

○中村美津緒委員長 長谷川委員。

○長谷川章悦委員 大会に活用しているということだよ。その大会を支えているスポーツ協会に 43 団体が加盟しているということがあるんですけども、そういうのにも使えるように検討できないものですかね。

○中村美津緒委員長 経済部理事。

○横内信満経済部理事 こちらのほうでは、スポーツ施設の修繕費というのがかなり多額となっております、その貴重な財源として活用させていただいているところであります。

委員御提言の内容につきましては、優先度を含めてこちらで検討しながらこれまで同様使用してまいりたいと考えております。

○長谷川章悦委員 よろしくお祈いします。

○中村美津緒委員長 ほかに発言はありませんか。天内委員。

○天内慎也委員 長谷川委員と質疑の内容がダブるかもしれませんが、あまり詳しくないので聞きますけれども、市と角弘さんのメリットって何なのかなと思ってお祈いまして。市だと年間 250 万円を維持費等に回せるというような話がありましたが、それがメリットなのかもしれませんが。企業として、年間 250 万円を払って施設に名を付けるということで、企業としてメリットになっているのかなという素朴な疑問なんですけれども、その点どうでしょうか。

○中村美津緒委員長 経済部理事。

○横内信満経済部理事 ネーミングライツの双方のメリットということでもありますけれども、まず、我々青森市であります、先ほど委員御発言のとおりですけれども財政的なメリットがあります。企業側のほうはですね、我々、積極的に企業の名を冠した名前を使用することになりますので、メディア等に露出の機会も多くなりますし、知名度の向上という部分で大きく寄与できるのかなと思います。

以上です。

○中村美津緒委員長 ほかに発言はありませんか。橋本委員。

○橋本尚美副委員長 今思い浮かんだことなんですけれども、まず、スポンサーは公募しているのか。また、複数あったときには関係部局で一一選考会議で決めると思うんですけれども、今回は、ほかに手を挙げる者がいなかったのか、そこのところ報告をお願いします。

○中村美津緒委員長 経済部理事。

○横内信満経済部理事 ネーミングライツにつきましては、基本的には市のホームページにおいて公募しているところであります。ただし、現在契約中

の企業さんとはその契約書の中で優先交渉権を付与しておりますので、まずは現在契約している企業さんに御意向を伺って、それでオッケーということになればそのまま契約いたしますし、そうでなければ公募ということになります。

以上です。

○中村美津緒委員長 ほかに発言はありませんか。長谷川委員。

○長谷川章悦委員 勘ぐれば幾らでも勘ぐれるんだけれども、例えば、角弘さんあたりは市のスポーツ施設の指定管理者になっているわけだよね。ということを考えれば、自分たちが指定管理を受けるために有利に働くのではないかなと思う。勘ぐればね。そういう感じに受けとめるんですけれども、そういうことはないと思いますけれども、どうですかね。

○中村美津緒委員長 経済部理事。

○横内信満経済部理事 ネーミングライツに関しましては、まず施設をホームページを通じて公募しているということがあります。その上で、複数手が上がった場合に関しましては、先ほど御説明申し上げました命名権者選定会議を経て、公正に決定するというようになっておりますので、委員御主張のそういった懸念はないのかなとそのように考えております。

○中村美津緒委員長 他に発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中村美津緒委員長 なければ質疑はこれにて終了いたします。

次に、「青森市中央卸売市場経営ビジョンの改訂について」報告を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 青森市中央卸売市場経営ビジョンの改訂について御説明いたします。

お手元には、配付資料1として青森市中央卸売市場経営ビジョンの概要、配付資料2として青森市中央卸売市場経営ビジョン全編、2種類の資料を配付しておりますが、配付資料1に基づきまして順次御説明させていただきます。

まず初めに、改訂理由ですが、これまで本市では市場運営の将来的な方向性を示すものとして、平成25年9月に青森市中央卸売市場経営ビジョンを策定し、各種施策に取り組んできたところであります。

一方、近年におきましては人口減少やインターネット販売等、市場外流通の増加等、卸売市場を取り巻く環境変化、また、国や都道府県の関与を縮小し、全国共通の取引ルールを見直した改正卸売市場法が令和2年6月に施行されたこと、さらには同法を踏まえ、青森市中央卸売市場業務条例が改正され、これらに対応するためこのたび改訂したものであります。

次に、ビジョンの概要ですが、(1)計画期間につきましては、令和3年度

から令和 12 年度までの 10 年間としております。

将来像につきましては、改訂前に引き続き、地域に根差した持続可能な市場としております。

(3) 基本方針と取組内容であります。基本方針につきましても資料 1 頁下段及び 2 頁記載のとおり、改訂前と同様に、市場機能の強化、販売力の強化及び情報発信の強化を掲げ、各方針の下、市場機能の強化にあつては取引の活性化をはじめとした 6 項目に、販売力の強化にあつては生産者と共同で市・県産品の販売に取り組むことをはじめとした 2 項目に、情報発信の強化にあつては、消費者が求める情報の発信をはじめとした 3 項目に取り組んでまいることとしております。

この表中右欄に記載の具体的な項目のうち、二重丸で記載されている 9 項目については、その取組内容を特に強化するものとして改訂したものであります。

次に、3 の推進体制につきましては、開設者と市場関係者で構成する青森市中央・公設地方卸売市場経営ビジョン推進委員会を新たに設置し、具体的な実施内容の立案、実行及び評価を行うこととしております。

なお、このたびの改訂に当たりましては、市場関係者で組織する検討委員会や市の附属機関である取引委員会において、様々な御意見をいただきながら検討してまいったところであります。

今後とも、青森市中央卸売市場経営ビジョンに掲げる将来像、地域に根差した持続可能な市場の達成に向け、市場関係者と一体となって取り組んでまいります。

報告は以上でございます。

○中村美津緒委員長 ただいまの報告について、御質疑・御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中村美津緒委員長 質疑はないものと認めます。

この際、ほかに理事者側から報告事項等ありませんか。

○中村美津緒委員長 また、委員の皆様から御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中村美津緒委員長 以上をもって、本日の案件は全て終了いたしました。これにて、本日の協議会を閉会いたします。

(会 議 終 了)